

# 大阪府内の医療機関に所属する救急救命士の特定行為の認定について

資料 3

## 救急救命士法

➤ 平成3年8月15日に、救急救命士の資格を定めるとともに、業務が適正に運用されるように規律し、医療の向上に寄与することを目的に施行。

・**第二条一項(救急救命処置とは)**：症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者（以下、「重度傷病者」という。）が **病院若しくは診療所に搬送されるまでの間**又は**※重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間**（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間）に当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

（※ 従来、「病院前まで」であった救急救命士による救命救急処置を行える場面が、令和3年10月の法改正により医療機関に勤務する救急救命士（以下、病院救命士）の業務も踏まえた「救急外来まで」に拡充）

## 救急救命処置の具体的範囲

➤ 平成4年3月13日(指第17号)の厚生労働省通知により、処置の具体的範囲が明示された。(33処置)

### 【範囲】※一部抜粋

- |  |  |
|--|--|
| (1) 自動体外式除細動器による除細動                              | (2) <u>乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液</u>        |
| (3) <u>食道閉鎖式エアウェイ、ラリngeアルマスク又は気管内チューブによる気道確保</u> | (4) <u>エピネフリンの投与(自己注射が可能な製剤による投与を除く)</u> |
| (5) <u>乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液</u>                  | (6) <u>ブドウ糖溶液の投与</u>                     |
| (7) 精神科領域の処置                                     | (8) 小児科領域の処置                             |

：

(33) 必要な体位の維持、安静の維持、保温

※(2)～(6)は実施するにあたり医師の具体的指示を受ける必要がある。(特定行為)

救急救命士が特定行為を実施するには、合格した国家試験の時期や処置内容により、講習及び実習を修了した後に都道府県MC協議会での認定を受ける必要がある  
(平成27年6月4日付け消防救第74号医政地発0604第1号等)

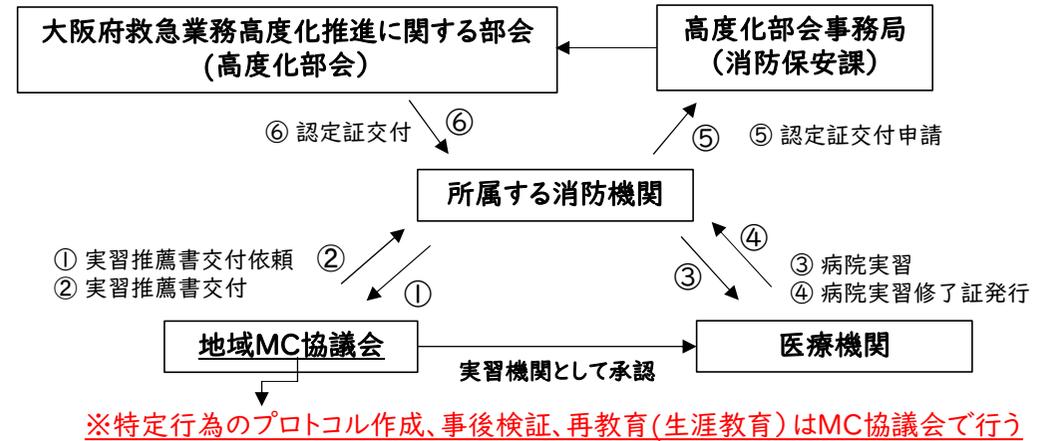
# 大阪府内の医療機関に所属する救急救命士の特定行為の認定について

## 救急救命士の特定行為の認定体制

### 【認定が必要な特定行為】

救急救命士合格年	...	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	...
国家試験実施回	...	29回	30回	31回	32回	33回	34回	35回	36回	37回	38回	39回	40回	...
(2) 乳酸リンゲル液を用いた 静脈路確保のための輸液							不要							
(3) 食道閉鎖式エアウェイ、 リングマスクによる気道確保							不要							
(3) 気管内チューブによる 気道確保		都道府県MC協議会による認定・登録 必要												
(3) ビデオ挿管用喉頭鏡 を用いた気管挿管		必要												
(4) エピネフリンの投与		必要						不要						
(5) 乳酸リンゲル液を用いた 静脈路確保及び輸液						必要							不要	
(6) ブドウ糖溶液の投与						必要							不要	

### 【消防機関に所属する救急救命士の特定行為認定体制】



## 医療機関に勤務する救急救命士の認定の状況

- 医療機関に勤務する救急救命士(以下、「病院救命士」という。)の特定行為の認定も、**都道府県MC協議会**で行うことが明記された。  
「医療機関に勤務する救急救命処置についてのガイドライン」(令和3年9月 日本臨床救急医学会・日本救急医学会)
- 病院救命士の特定行為の認定体制は本府になく、現状では病院救命士が特定行為を実施できない。

病院救命士の特定行為の認定要領を策定し、  
高度化部会(大阪府都道府県MC協議会)に認定体制を整備したい

## 審議事項

- 大阪府内の医療機関に勤務する救急救命士が行う救急救命処置に係る認定要領を策定し、令和7年10月1日より大阪府救急業務高度化推進に関する部会において認定業務を行うこと。

### 【病院救命士の特定行為認定体制(想定)】

